

法 学 第 1 0 1 5 号

平 成 2 9 年 2 月 1 4 日

各私立高等学校設置者 }  
各私立高等学校長 } 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

平成 29 年度「高等学校における特別支援教育推進のための拠点校整備事業」  
について

このことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

なお、実施を希望される場合は、所定の書類を平成 29 年 2 月 21 日（火）までに当課宛て提出願います。

また、期限までに提出がない場合は希望なしとして取り扱うことを申し添えます。

【担当】私学振興担当 中村

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス：AH0007@pref.iwate.jp



事 務 連 絡

平成29年 2月 7日

各都道府県私立学校事務主管課長  
附属高等学校又は中等教育学校を置く 殿  
各国立大学附属学校事務主管課長

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長

丸 山 洋 司

平成29年度「高等学校における特別支援教育推進のための拠点校整備事業」について

文部科学省は、特別支援教育の充実を図るため、高等学校及び中等教育学校後期課程（以下「高等学校等」という。）において平成30年度から「通級による指導」の実施が可能となる制度改正を、平成28年12月9日に行いました。このため、これまでの「高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育事業」に加えて、新たに「高等学校における特別支援教育推進のための拠点校整備事業」の公募を実施します。

本事業は、通級による指導を平成30年度から円滑に実施することを目的に、平成29年度において必要な拠点校の整備及び特別支援教育に関する教育課程等に関する研究開発を実施する高等学校等を研究指定校として指定するものです。

については、各都道府県においては、所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人においては、附属学校に対して、新規公募の実施を周知の上、本事業における研究指定校の指定を希望する高等学校等がある場合は、所定の様式を期限までに提出いただきますようお願いいたします。

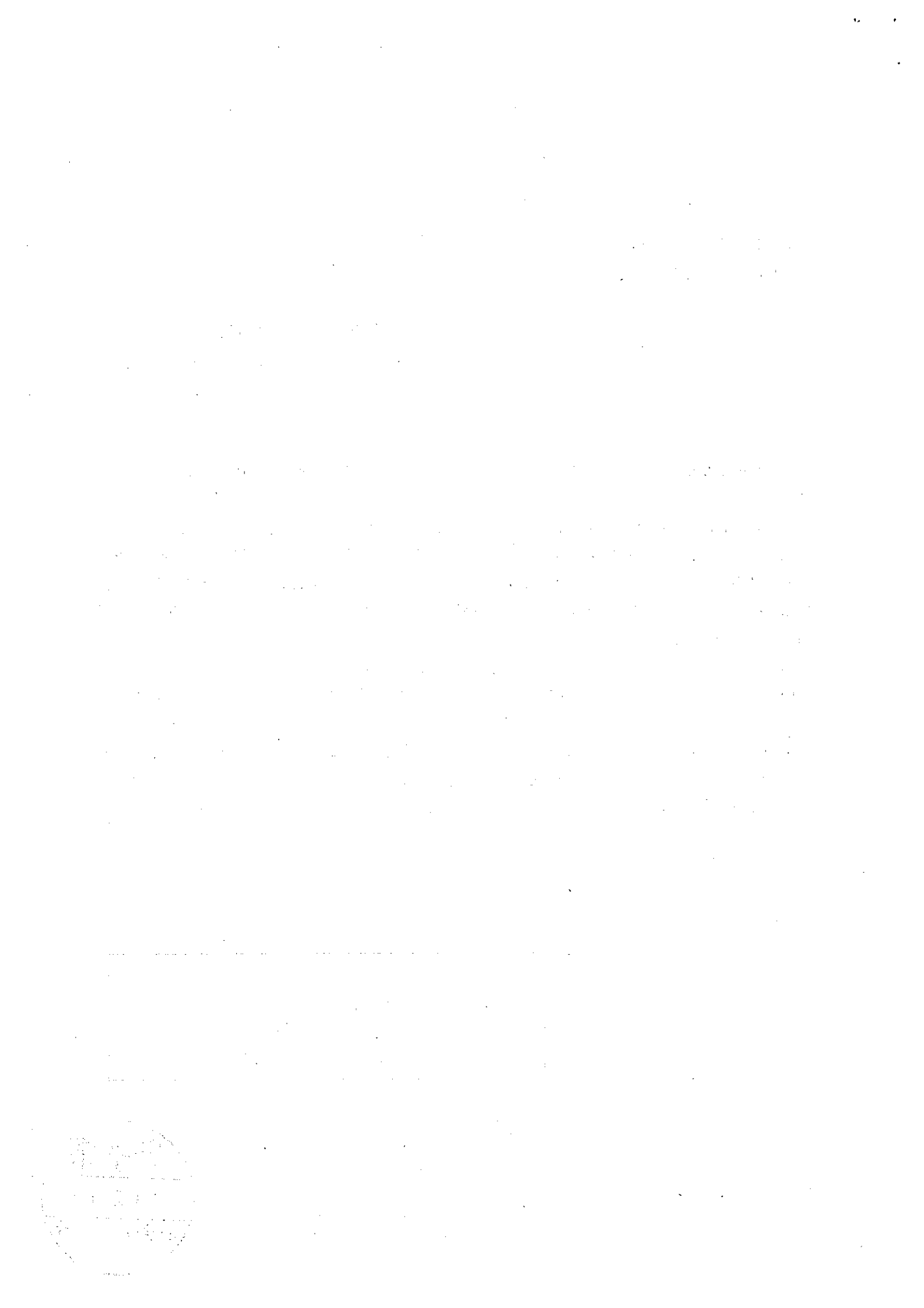
本件照会先

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課指導係

担当者：麻田、中澤、福田、岡田

電話 03-5253-4111(内線3716)





## 高等学校における特別支援教育推進のための拠点校整備事業公募要領

### 1. 趣旨

既に小・中学校において実施されている「通級による指導」が平成30年度より高等学校及び中等教育学校後期課程（以下「高等学校等」という。）においても実施できるようになるところ、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導を行う特別の教育課程を編成・実施することに関する研究を行うことを通して、高等学校等における特別支援教育を充実し、障害のある生徒の自立や社会参加を推進する。

### 2. 委託先

文部科学省は、研究指定校の管理機関（国立学校にあっては当該学校を設置する国立大学法人、公立学校にあっては当該学校を所管する教育委員会、私立学校にあっては当該学校を設置する学校法人をいう。以下同じ。）に対して研究開発の実施を委託する。

### 3. 指定の対象

- (1) 本事業は、平成30年度より高等学校等においても実施できるようになる通級による指導について、学校教育法施行規則第85条（同規則第108条第2項で準用する場合を含む。）に基づき、教育課程の特例を設けることで、先行的に実施することを可能とし、研究開発を行うものです。このため、研究指定校は、高等学校における通級による指導の対象となる可能性のある生徒が在籍する高等学校等を対象とし、通級による指導が制度化される平成30年度においても、高等学校における通級による指導を引き続き実施することができる高等学校等を対象とします。
- (2) 対象となる障害の種別については、小・中学校の通級による指導と同様に、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害、肢体不自由、病弱及び身体虚弱とします（学校教育法施行規則第140条及び「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」平成25年10月4日付け25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知を参照）。

### 4. 内容

- (1) 契約団体は、実施対象となる高等学校を拠点校として決定し、拠点校において、実践研究を行う。
- (2) 契約団体は、拠点校において実践研究された「障害による学習上または生活上の困難を改善・克服するための指導」について、とりまとめを行う。

- (3) 契約団体は、本事業の連絡調整及び成果の展開を行うための場を作り、拠点校と連携しつつ、とりまとめた成果の展開等を行う。

#### 5. 研究開発実施計画書（企画提案書）の作成

- (1) 研究開発実施計画書は別添様式により作成願います。
- (2) 教育課程の特例を設ける場合は、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」（平成28年文部科学省令第34号）及び「学校教育法施行規則第四十条の規定による特別の教育課程について定める件の一部を改正する告示」（平成28年文部科学省告示第176号）（平成28年12月9日公布、平成30年4月1日施行）を確認のうえ様式で作成願います。
- (3) 研究開発実施計画書は、原則として研究開発を希望する学校ごとに作成することとします。ただし、同一設置者の下で複数の学校が連携して研究開発を行う場合は、共同で一通の研究開発実施計画書を作成し、提出することが可能です。

#### 6. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

#### 7. 研究開発実施計画書等の提出方法

- (1) 提出期限：平成29年2月28日（火）（必着）
- (2) 提出先：文部科学省初等中等教育局特別支援教育課指導係  
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2  
E-mail: toku-sidou@mext.go.jp
- (3) 提出方法：郵送及び電子メール 各1通
- ※電子メールの件名は「都道府県名（国立又は公立、私立）：拠点校実施計画書提出」としてください。
- ※電子メールに添付するファイルの名称については「都道府県名（国立又は公立、私立）：学校名」（学校が複数の場合は「ほか〇校」等と記載）
- ※郵送する封筒に「通級拠点校計画書在中」と朱書すること。
- ※研究開発実施計画書の様式は各都道府県及び各政令指定都市教育委員会特別支援教育主管課の電子メールアドレスに送付していますので、高等学校教育主管課及び私立学校事務主管課にも転送願います。国立大学担当者及び様式の送付が確認できない者は、恐れ入りますが上記

提出先のアドレスまで「通級拠点校実施様式希望」と記載のうえ、送信ください。

※郵送及び電子メール送付における事故について、当方は一切の責任を負わない。

(4) 提出部数：郵送及び電子メール

研究開発実施計画書各1通

審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写しを各1通

(5) その他：研究開発実施計画書の作成費用については、審査結果に関わらず、申請者の負担とします。

8. 事業規模（予算）及び採択件数

事業規模：1件あたり基準額100万円程度

平成29年度予算成立前に始める公募であることから、国会における本予算成立までの間、当該事業の実施の可否や事業内容、事業開始時期等に変更が生じる可能性があること、並びに本事業は本予算成立後でなければ開始できないことに留意ください。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知を行うこと。

採択件数：20件程度

9. 今後のスケジュール

平成29年2月7日	研究開発実施計画書に関する通知（公募開始）
平成29年2月28日	研究開発実施計画書の提出期限
平成29年3月上旬	研究開発実施計画書の審査
平成29年3月上旬～中旬	審査結果の連絡、研究開発実施計画書の修正等
平成29年3月下旬	研究指定校として指定、委託契約締結

10. 実施期間

当該事業は、原則として契約締結日から平成30年3月30日までの1年の予定です。

11. 契約締結

選定の結果、契約予定者と提出書類を元に契約条件を調整します。なお、契約金額については、事業実施計画書の内容を勘案して決定するものとするため、企画提案者の提示する金額とは必ずしも一致するものではありません。また、契約条件等が合致しない場合に

は、契約締結を行わない場合があります。

※国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分留意してください。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知してください。）

## 12. 本件照会先

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課指導係（麻田、中澤、福田、岡田）

電話 03-5253-4111（内線3716）



## 高等学校における特別支援教育推進のための拠点校整備事業 委託要項

平成29年 2月 7日

初等中等教育局長決定

### 1. 趣旨

既に小・中学校において実施されている「通級による指導」が平成30年度より高等学校及び中等教育学校後期課程（以下「高等学校等」という。）においても実施できるようになるところ、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導を行う特別の教育課程を編成・実施することに関する研究を行うことを通して、高等学校等における特別支援教育を充実し、障害のある生徒の自立や社会参加を推進する。

### 2. 委託内容

研究指定校において、高等学校における通級による指導の円滑な実施方法や具体的な指導方法についての研究開発課題を設定し、研究開発を実施するとともに、高等学校における特別支援教育推進のための拠点校として周囲の高等学校及び中学校等との連携をあわせて実施する。

### 3. 研究開発の委託先

文部科学省は、研究指定校の管理機関（国立学校にあつては当該学校を設置する国立大学法人、公立学校にあつては当該学校を所管する教育委員会、私立学校にあつては当該学校を設置する学校法人をいう。以下同じ。）に対して研究開発の実施を委託する。

### 4. 研究開発の実施方法

研究指定校においては、研究開発課題を設定し、当該課題に基づいた具体的な目標の設定・実施計画を策定した上で研究開発を行い、研究開発の成果については、具体的な評価を行う。また、拠点校として周囲の高等学校及び中学校等との協議の場を設定し、具体的な連携の在り方について検討を行う。

### 5. 委託期間

本事業の委託期間は、原則として委託を受けた日から平成30年3月30日までとする。

### 6. 委託手続

- (1) 委託を受けようとする団体は、研究開発実施計画書等を文部科学省に提出すること  
なお、研究開発実施計画書の契約に当たっては、審査委員からの指導・助言等を踏ま

え研究開発実施計画書の修正を行うこと。

- (2) 文部科学省は、上記により提出された研究開発実施計画書の内容を審査し、適切であると認めた場合、当該管理機関と委託契約を締結する。なお、必要に応じて当該計画の見直しを求めることができる。

## 7. 委託経費

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で当該事業の実施に必要な経費（人件費（賃金）、諸謝金、旅費、借損料、消耗品費（図書購入費）、会議費、通信運搬費、印刷製本費、雑役務費、保険料、消費税相当額、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。
- (2) 文部科学省は、委託費を、額の確定後、受託団体の請求により支払うものとする。ただし、受託団体が事業の完了前に必要な経費の支払を受けようとし、支払いが必要であると認めるときは、委託契約額の全部又は一部を概算払するものとする。
- (3) 受託団体は契約締結及び支払を行う場合には、国の契約締結及び支払に関する規定の趣旨に従い、経費の効率的な使用に努めること。
- (4) 受託団体は契約締結後、事業の実施過程において、研究開発実施計画書について変更する必要があるときは、速やかに文部科学省に報告し、その指示を受けるものとする。ただし、経費区分間の流用により経費区分間で増減する額が委託費の総額の20%を超えない場合については、この限りではない。
- (5) 受託団体は、委託費の収入及び支出に当たっては、他の経費と区分して帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、経理の状況を明らかにしておくものとし、事業を実施した翌年度から5年間保存する。
- (6) 文部科学省は、受託団体が当該委託要項、委託契約書又は委託事業事務処理要領に違反したとき、実施に当たり不正もしくは不当な行為をしたとき、又は委託事業の遂行が困難であると認めたときは、委託契約を解除し、経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

## 8. 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下、「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると文部科学省が認めるものについては、本事業の一部を再委託することができるが、再々委託を行うことはできない。

## 9. 事業完了（廃止等）及び成果の報告

受託団体は、本事業が完了したとき、廃止又は中止（以下、「廃止等」という。）の承認を受けたときは、委託事業完了（廃止等）報告書及び支出を証する書類の写並びに事業で得られた成果を取りまとめた成果報告書を完了又は廃止の承認の日から30日以内又

は契約最終日（3月30日）のいずれか早い日までに、文部科学省に提出するものとする。

#### 10. 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、上記9により提出された委託事業完了（廃止等）報告書について、検査及び必要に応じて現地検査を行い、その内容が適正であると認めるときは、委託費の額を確定し、受託団体に対して通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、事業に要した決算額又は委託契約額のいずれか低い額とする。

#### 11. その他

- (1) 文部科学省は、受託団体による本事業の実施が当該趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。
- (2) 文部科学省は、委託業務の実施に当たり、受託団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るために協力する。
- (3) 文部科学省は、事業の推進に資するため、受託団体の担当者等による連絡協議会を開催することができる。
- (4) 文部科学省は、必要に応じ、この実施事業及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (5) 本事業の実施に伴い発生した著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定するすべての権利を含む。）については、原則として文部科学省に帰属させるものとする。
- (6) この要項に定めるもののほか、本事業の実施にあたり必要な事項については別に定める。



## 高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育 実施要項

平成26年1月30日

平成29年1月30日一部改訂

文部科学大臣決定

### 1. 趣旨

既に小・中学校において実施されている「通級による指導」が平成30年度から高等学校及び中等教育学校後期課程（以下「高等学校等」という。）においても実施できるようになるところ、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導を行う特別の教育課程を編成・実施することに関する研究を行うことを通して、高等学校等における特別支援教育を充実し、障害のある生徒の自立や社会参加を推進する。

### 2. 事業目的

文部科学省は、上記の趣旨の達成に必要な高等学校等の特別支援教育に関する教育課程等の改善に資する実証的資料を得るため、特別支援教育に関する教育課程等の研究開発を行う高等学校等を「高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育に係る研究指定校（以下「研究指定校」という。）」に指定する。研究指定校においては、小・中学校において実施されている通級による指導と同様（学校教育法施行規則第140条各号）の障害のある生徒を対象とした研究開発を行う。

### 3. 事業内容

地域や学校の実態等に応じて次の事業内容等を実施する。

- (1) 高等学校等における特別支援教育に係る教育課程等に関する研究開発事業
- (2) 高等学校等における特別支援教育推進のための拠点校整備事業

### 4. 研究指定校の指定

- (1) 研究指定校の指定を希望する国立、公立又は私立の高等学校等の管理機関（国立学校にあっては当該学校を設置する国立大学法人、公立学校にあっては当該学校を設置する教育委員会、私立学校にあっては当該学校を設置する学校法人をいう。以下同じ。）は、都道府県の教育委員会又は知事を経由して（国立大学法人及び指定都市教育委員会にあっては直接）、文部科学省に研究指定申請書（以下「指定申請書」という。）を提出するものとする。指定申請書には当該学校の指定に関する同意書を添付するものとする。
- (2) 文部科学省は、指定申請書に記載された研究開発実施計画を審査し、適切と認めるときは当該学校を研究指定校に指定する。

### 5. 研究開発の委託

文部科学省は、管理機関の希望がある場合は、研究指定校における研究開発の実施を当該学校の管理機関に委託する。

## 6. 研究開発の実施

研究指定校においては、特別支援教育の実施に関する教育課程等の改善に資する実証的資料を得るため、現行教育課程の基準の下での教育課程等の改善に関する研究開発を行うほか、学校教育法施行規則第85条（同規則第108条第2項で準用する場合を含む。）に基づき、現行教育課程の基準によらない教育課程を編成、実施して研究開発を行う。

現行教育課程の基準によらない教育課程を編成する場合については、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」（平成28年文部科学省令第34号）及び「学校教育法施行規則第百四十条の規定による特別の教育課程について定める件の一部を改正する告示」（平成28年文部科学省告示第176号）（平成28年12月9日公布、平成30年4月1日施行）の定める内容を先行的に実施することができるものとする。ただし、平成28年度までに研究指定校の指定を受けている場合には、従前のおり、次に定めるところにより、当該生徒の障害に応じた特別の指導（以下「障害に応じた特別の指導」という。）を、高等学校等の現行教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとする。

- (1) 障害に応じた特別の指導は、障害の状態の改善又は克服を目的とする指導とする。ただし、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科・科目の内容を補充するための特別の指導を含むものとする。
- (2) 障害に応じた特別の指導に係る授業時数は、年間10単位時間から280単位時間までを標準とする。
- (3) 障害に応じた特別の指導に係る授業については、授業時数を単位数に換算して、卒業までに修得させる単位数に含めることができる。

## 7. 研究指定校の運営

- (1) 管理機関は、研究指定校の運営に関し、専門的見地から指導、助言、評価に当たる運営指導委員会を設けるものとする。運営指導委員会は、学校教育の専門的知識を有する者、学識経験者、関係行政機関の職員等によって組織する。
- (2) 都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会に対し、研究指定校の運営に関し必要な指導助言を行うことができる。
- (3) 文部科学省は、研究指定校における研究開発の実施状況について、管理機関及び研究指定校に対し聴取及び実地に調査することができる。

## 8. 指定の期間

研究指定校としての指定の期間は、原則として平成30年度末までとする。

## 9. 実績の報告及び活用

- (1) 管理機関は、研究指定校における研究開発の成果・実績を文部科学省に報告する

ものとする。

- (2) (1) により報告された実績については、文部科学省においてその集録を編集し、一部又は全部を修正・翻案し、文部科学省刊行物をはじめとした書籍、インターネット及びその他の媒体により公表することができるものとする。
- (3) 研究指定校においては、地域や学校の実態に応じて、研究発表会、公開授業、研究会等の開催、インターネットによる情報提供などの取組を実施することにより、本事業の実績が他校における研究に資するよう、積極的な情報提供を行うものとする。

#### 10. 委託経費

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で、本事業の実施に当たり必要な経費を支出する。
- (2) 文部科学省は、必要に応じ、経理処理状況について実態調査を行うことができる。

#### 11. 研究指定校企画評価会議

- (1) 本事業での特別支援教育に関する研究開発の推進に係る企画、研究開発実施計画の審査及び研究開発の実績の評価等を行うため、文部科学省初等中等教育局に研究指定校企画評価会議を置く。
- (2) 研究指定校企画評価会議は、学校教育に専門的知識を有する者、学識経験者、関係行政機関の職員等をもって構成する。
- (3) 研究指定校企画評価会議は、管理機関及び研究指定校から、研究開発の実施状況について聴取することができる。
- (4) 研究指定校企画評価会議は、研究指定校に対して、定期的に研究開発の評価を行う。

#### 12. 文部科学大臣の講ずる措置

文部科学大臣は、研究指定校における研究開発の内容が、趣旨及び事業目的に反し、又はそわないと判断されるときは、研究指定校企画評価会議の意見を聴いて、指定の解除を含めた必要な措置を講ずる。

#### 13. その他

この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別途定める。





高等学校における特別支援教育推進のための拠点校整備事業  
審査基準

I. 採択案件の決定方法

提出された実施計画書（実施希望書）について審査を行い、下記「IV. 採択の基準について」により複数の者を採択案件に決定する。

II. 審査方法

実施計画書（実施希望書）に基づき、文部科学省に設置された研究指定校企画評価会議において書類選考を実施。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることもある。

III. 評価方法

評価は下記の各項目について次の評価基準による5段階評価とし、研究指定校企画評価会議の各委員が評価した結果の合計を平均したものを当該提案者の得点とする。

(1) 事業実施主体に関する評価

- ① 業務管理を適切に遂行できる体制を有していること。
- ② 事業の趣旨・内容に精通し、必要に応じて研究指定校の取組を支援及び指導助言できること。
- ③ 事業を効果的に実施するために必要な実績等を有していること。

(2) 事業内容に関する評価

- ① 事業の趣旨にそった実施計画であること。
- ② 事業の趣旨を踏まえ、広く制度の普及促進が見込まれること。
- ③ 事業実施の成果が国や他の地域の参考となることが期待できること。
- ④ 適切な「協議の場」が設定されていること。
- ⑤ 事業内容に対して、妥当な経費が示されていること。

(3) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局の認定等相当確認を有していること。

〔評価基準〕

「(1) 事業実施主体に関する評価」及び「(2) 事業内容に関する評価」に係る評価基準

以下の評価基準により5段階評価を行う。

大変優れている = 5点	優れている = 4点	普通 = 3点
やや劣っている = 2点	劣っている = 1点	

「(3) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

(以下の配点は、「1事業実施主体に関する評価」及び「2事業内容に関する評価」の最高点の合計が50点だった場合の配点例)

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定)等
  - ・認定段階1(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。)=0.5点
  - ・認定段階2(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。)=1点
  - ・認定段階3=1.5点
  - ・行動計画策定済(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)=0.2点
- 次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナ認定企業)
  - ・くるみん認定=0.5点
  - ・プラチナくるみん認定=1点
- 青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定
  - ・ユースエール認定=1点
- 上記に該当する認定等を有しない=0点

#### IV. 採択の基準について

各評価項目の平均が3.0点を上回る事業実施計画書を採択の基準とし、予算の範囲内で評価値(審査員の合計点数の平均値)の高い順に採択をする。ただし、審査評価委員会の各委員の個別の点数において、3点未満の評価項目がある際には、事業実施計画書の内容の修正を採択の条件とする場合がある。

(例) 審査評価委員5名の場合

	委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	採否判定
審査①	3	3	3	3	3	⇒平均3.0のため不採択
審査②	3	3	3	3	4	⇒平均3.0を上回るため、基準を満たす
審査③	5	3	3	3	2	⇒平均3.0を上回るため、基準を満たす。ただし、2があるため採択条件を検討

上記の場合、審査①が、採択の基準である平均3.0を上回らないため、不採択となる。

各評価項目が3.0を上回った事業実施計画書は、採択予定となり、他の事業実施計画書の評価項目合計値に加点要素を加え平均とした値を比べ、値の高い者から順に

予算の範囲内で採択を決定する。

平均した値が同一の場合は、事業実施計画書内の予算合計額の低い方を採択順の上位に置くものとする。



#### 学校教育法施行規則

第八十五条 高等学校の教育課程に関し、その改善に資する研究を行うため特に必要があり、かつ、生徒の教育上適切な配慮がなされていると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、前二条の規定によらないことができる。

第八十三条 高等学校の教育課程は、別表第三に定める各教科に属する科目、総合的な学習の時間及び特別活動によつて編成するものとする。

第八十四条 高等学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する高等学校学習指導要領によるものとする。

#### 学校教育法施行規則

##### 第百八条

2 中等教育学校の後期課程の教育課程については、第八十三条、第八十五条から第八十六条まで及び第八十八条の二の規定並びに第八十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領の規定を準用する。この場合において、第八十五条中「前二条」とあり、並びに第八十五条の二及び第八十六条中「第八十三条又は第八十四条」とあるのは、「第百八条第二項において準用する第八十三条又は第八十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領」と、第八十五条の二中「第五十一条」とあるのは「第六十七条第二項」と読み替えるものとする。

25 文科初第 756 号  
平成 25 年 10 月 4 日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長  
各 都 道 府 県 知 事  
附属学校を置く各国立大学法人学長  
構造改革特別区域法第 12 条  
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長  
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長  
殿

文部科学省初等中等教育局長  
前 川 喜 平

(印影印刷)

#### 障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について (通知)

中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進 (平成 24 年 7 月)」における提言等を踏まえた、学校教育法施行令の一部改正の趣旨及び内容等については、「学校教育法施行令の一部改正について (通知)」(平成 25 年 9 月 1 日付け 25 文科初第 655 号)をもってお知らせしました。この改正に伴う、障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処下さるようお願いいたします。

なお、「障害のある児童生徒の就学について (通知)」(平成 14 年 5 月 27 日付け 14 文科初第 291 号)は廃止します。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては附属学校に対して、下記について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

#### 記

##### 第 1 障害のある児童生徒等の就学先の決定

##### 1 障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっての基本的な考え方

##### (1) 基本的な考え方

障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっては、障害のある児童生徒等が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう

にするため、可能な限り障害のある児童生徒等が障害のない児童生徒等と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、必要な施策を講じること。

(2) 就学に関する手続等についての情報の提供

市町村の教育委員会は、乳幼児期を含めた早期からの教育相談の実施や学校見学、認定こども園・幼稚園・保育所等の関係機関との連携等を通じて、障害のある児童生徒等及びその保護者に対し、就学に関する手続等についての十分な情報の提供を行うこと。

(3) 障害のある児童生徒等及びその保護者の意向の尊重

市町村の教育委員会は、改正後の学校教育法施行令第18条の2に基づく意見の聴取について、最終的な就学先の決定を行う前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。

2 特別支援学校への就学

(1) 就学先の決定

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、学校教育法施行令第22条の3に規定する程度のもので、市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学校に就学させることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

(2) 障害の判断に当たっての留意事項

ア 視覚障害者

専門医による精密な診断に基づき総合的に判断を行うこと。なお、年少者、知的障害者等に対する視力及び視力以外の視機能の検査は困難な場合が多いことから、一人一人の状態に応じて、検査の手順や方法をわかりやすく説明するほか、検査時の反応をよく確認すること等により、その正確を期するように特に留意すること。

イ 聴覚障害者

専門医による精密な診断結果に基づき、失聴の時期を含む生育歴及び言語の発達の状態を考慮して総合的に判断を行うこと。

ウ 知的障害者

知的機能及び適応機能の発達の状態の両面から判断すること。標準化された知能検査等の知的機能の発達の遅滞を判断するために必要な検査、コミュニケーション、日常生活、社会生活等に関する適応機能の状態についての調査、本人の発達に影響がある環境の分析等を行った上で総合的に判断を行うこと。

エ 肢体不自由者

専門医の精密な診断結果に基づき、上肢、下肢等の個々の部位ごとにとらえるのではなく、身体全体を総合的に見て障害の状態を判断すること。その際、障害の状態の改善、機能の回復に要する時間等を併せ考慮して判断を行うこと。

オ 病弱者（身体虚弱者を含む。）

医師の精密な診断結果に基づき、疾患の種類、程度及び医療又は生活規制に要する期間等を考慮して判断を行うこと。

### 3. 小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程への就学

#### (1) 特別支援学級

学校教育法第 81 条第 2 項の規定に基づき特別支援学級を置く場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒の教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

#### ① 障害の種類及び程度

##### ア 知的障害者

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも

##### イ 肢体不自由者

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも

##### ウ 病弱者及び身体虚弱者

一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも

二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも

##### エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のも

##### オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のも

##### カ 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの

##### キ 自閉症・情緒障害者

一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも

二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適



な指導を必要とする程度のもの

キ 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ク 肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

② 留意事項

通級による指導を受けることが適当な児童生徒の指導に当たっての留意事項は、以下の通りであること。

ア 学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、通級による指導における特別の教育課程の編成、授業時数については平成5年文部省告示第7号により別に定められていること。同条の規定により特別の教育課程を編成して指導を行う場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考として実施すること。

イ 通級による指導を受ける児童生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、指導要録において、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導内容や結果等を記入すること。他の学校の児童生徒に対し通級による指導を行う学校においては、適切な指導を行う上で必要な範囲で通級による指導の記録を作成すること。

ウ 通級による指導の実施に当たっては、通級による指導の担当教員が、児童生徒の在籍学級（他の学校で通級による指導を受ける場合にあっては、在学している学校の在籍学級）の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりする等、両者の連携協力が図られるよう十分に配慮すること。

エ 通級による指導を担当する教員は、基本的には、この通知に示されたうちの1の障害の種類に該当する児童生徒を指導することとなるが、当該教員が有する専門性や指導方法の類似性等に応じて、当該障害の種類とは異なる障害の種類に該当する児童生徒を指導することができること。

オ 通級による指導を行うに際しては、必要に応じ、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教員、その他必要と思われる者で構成する校内委員会において、その必要性を検討するとともに、各都道府県教育委員会等に設けられた専門家チームや巡回相談等を活用すること。

カ 通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、総合的な見地から判断すること。

キ 学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒については、通級による指導の対象とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮やチーム・ティーチングの活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により、対応することが適切である者も多くみられることに十分留意すること。

応が困難である程度のも

## ② 留意事項

特別支援学級において教育を受けることが適当な児童生徒の障害の判断に当たつての留意事項は、ア～オについては2(2)と同様であり、また、カ及びキについては、その障害の状態によっては、医学的な診断の必要性も十分に検討した上で判断すること。

## (2) 通級による指導

学校教育法施行規則第140条及び第141条の規定に基づき通級による指導を行う場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、通級による指導を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

### ① 障害の種類及び程度

#### ア 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

#### イ 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

#### ウ 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

#### エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

#### オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

#### カ 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別

#### 4 その他

##### (1) 重複障害のある児童生徒等について

重複障害のある児童生徒等についても、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、就学先の決定等を行うこと。

##### (2) 就学義務の猶予又は免除について

治療又は生命・健康の維持のため療養に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な者については、保護者の願い出により、就学義務の猶予又は免除の措置を慎重に行うこと。

### 第2 早期からの一貫した支援について

#### 1 教育相談体制の整備

市町村の教育委員会は、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育相談体制の整備を進めることが重要であること。また、都道府県の教育委員会は、専門家による巡回指導を行ったり、関係者に対する研修を実施する等、市町村の教育委員会における教育相談体制の整備を支援することが適当であること。

#### 2 個別の教育支援計画等の作成

早期からの一貫した支援のためには、障害のある児童生徒等の成長記録や指導内容等に関する情報について、本人・保護者の了解を得た上で、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用していくことが求められること。

このような観点から、市町村の教育委員会においては、認定こども園・幼稚園・保育所において作成された個別の教育支援計画等や、障害児相談支援事業所で作成されている障害児支援利用計画や障害児通所支援事業所等で作成されている個別支援計画等を有効に活用しつつ、適宜資料の追加等を行った上で、障害のある児童生徒等に関する情報を一元化し、当該市町村における「個別の教育支援計画」「相談支援ファイル」等として小中学校等へ引き継ぐなどの取組を進めていくことが適当であること。

#### 3 就学先等の見直し

就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に転学ができることを、すべての関係者の共通理解とすることが適当であること。このためには、2の個別の教育支援計画等に基づく関係者による会議等を定期的実施し、必要に応じて個別の教育支援計画等を見直し、就学先等を変更できるようにしていくことが適当であること。

#### 4 教育支援委員会（仮称）

現在、多くの市町村の教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から機能の拡充を図るとともに、「教育支援委員会」（仮

称) といった名称とすることが適当であること。

**【本件連絡先】**

文部科学省初等中等教育局

特別支援教育課企画調査係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

電話：03-5253-4111（内線）3193

FAX：03-6734-3737

E-mail：tokubetu@mext.go.jp

経費計上の留意事項等

事業規模に応じ、適宜下記「種別」区分を「費目」区分とすることとしてください。

(個別事項)

費目	種別	内 訳
設備備品費	設備備品費	〇〇解析装置 〇台×〇〇円=〇〇円

- ※ 原則として研究を目的とする委託業務等で、かつ、必要やむを得ない場合にのみ計上を認めます。(規格、性能等を確認し当該業務の実施にあたり必要最低限度のものであるか確認します。)
- ※ 当該委託業務で取得する所有権移転の対象となる備品は取得価格が10万円以上かつ耐用年数が1年以上のものとしします。
- ※ 取得にあたっては、競争するなど経済性の確保に努める必要があります。
- ※ 資産価値を増大する改造(機能向上)については、当該委託業務で取得した物品についてのみ対象とし、受託者が所有する物品についての改造は認められません。
- ※ ポイントの取得等による個人の特典は認められません。

人件費	賃金	研究補助費
		〇人×〇日×〇〇円=〇〇円 人件費付帯経費(社会保険料等) 〇人×〇月×〇〇円=〇〇円

- ※ 雇用の必要性及び金額(人数、時間、単価(級号、超勤手当の有無))の妥当性を確認します。
- ※ 業務に必要な期間のみの雇用となっているか確認します。
- ※ 既に国費で人件費を措置されている職員等については計上できません。

事業費	諸謝金	〇〇協力者会議
		委員出席謝金 教授 〇人×〇回×〇〇円=〇〇円 PTA関係 〇人×〇回×〇〇円=〇〇円 講演者謝金 〇人×〇回×〇〇円=〇〇円 原稿執筆謝金 〇人×〇回×〇〇円=〇〇円
		〇〇検討委員会 会議出席謝金 〇人×〇回×〇〇円=〇〇円 資料整理業務 受託先の雇用形態により判断(人件費か諸謝金か雑役務費)する必要がある。 〇人×〇日×〇〇円=〇〇円

- ※ 積算内訳は協力者の内訳別に記載します。  
(なお、出席者等が未確定の場合にあつては、単価の妥当性を確認するため、〇〇関係者等と記載する等して表記します)
- ※ 会議出席、原稿執筆、単純労務等を行った場合に支出する謝礼であり、単価等は委託先の支給規程及び文部科学省の支給単価等とを比較して妥当な単価を設定します。(必要に応じて理由書を添付させるなどにより妥当性について付記)  
また、講演者謝金等において、高額な支出を伴うものについては、当該講演者とする必要性についても確認します。
- ※ 受託先に所属する職員等に対する支出は原則として認められません。ただし、委託事業

に係る業務が当該職員の本務外（給与支給の対象となる業務とは別）であることが資料から明確に区分されていることが確認できる場合には支出することができます。

※ 菓子折、金券の購入は認められません。

事業費	旅費	(国内)
		実態調査旅費 ○人×○回×○○円＝○○円 委員出席旅費 ○人×○回×○○円＝○○円 講演者旅費 ○人×○回×○○円＝○○円
		(外国)
		実態調査旅費 航空運賃 ○人×○回×○○円＝○○円 外国宿泊費・日当 ○人×○回×○○円＝○○円

- ※ 原則として具体的用務毎に積算します。
- ※ 調査、成果公表、会議出席及び委員会出席等、当該委託業務の実施に必要な旅費のみを計上します。
- ※ 支給基準は原則として委託先の旅費規程によって差し支えありませんが、最も安価な経路で積算するなど妥当かつ適正な旅費を積算します。なお、鉄道賃の特別車両料金等の支給については、原則として旅費法及び文部科学省の規程を準用します。
- ※ 外国旅費については、見積書及び旅行日程表等から旅行代金及び行程等の妥当性を確認します。
- ※ 業務計画に照らして出張先、単価、回数、人数は妥当か精査します。
- ※ マイレージ・ポイントの取得等による個人の特典は認められません。
- ※ 回数券、プリペイドカードを購入する場合、受払簿等で管理し使用枚数のみ計上すること。

事業費	借損料	会場借料 ○時間×○回×○○円＝○○円
		パソコン借料 ○月×○○円＝○○円
		複写機借料 ○月×○○円＝○○円

- ※ 委託業務の実施のために真に必要なものであるかを確認します。
- ※ 会議開催等に件発生する場合には事業計画書の会議等の時間及び回数と整合性がとれているかを確認します。
- ※ リース形式の形態でありながら事実上には備品を購入等していないかを確認します。

事業費	消耗品費 (図書購入費)	コピー用紙代 ○○箱×○○円＝○○円
		フィルム代 ○本×○○円＝○○円
		参考図書 ○○冊×○○円＝○○円

- ※ 消耗品費への計上は消耗品のみとし、備品等が計上されていないか確認します。
- ※ 計上するものについては、品名（単価、数量）を記載することとしますが、具体的内容毎に用途の判断できる包括的名称を用いて簡略化して記しても差し支えありません。
- ※ ポイントの取得等による個人の特典は認められません。

事業費	会議費	○○協力者会議
		茶代 ○○人×○回×○○円＝○○円
		○○検討委員会
		弁当代 ○○人×○回×○○円＝○○円

- ※ 外部有識者の出席する会議開催等に必要な茶代（お茶、ミネラルウォーター）及び弁当代については、別途定める「会議費支出基準（会計課業務マニュアル）」に基づき計上

- すること。
- ※ 会議費の支出に当たっては、社会通念上常識的な範囲のものか精査します。（宴会等の誤解を受けやすいものや酒類の提供はできない）
  - ※ 会議等の出席者数及び回数と整合性がとれているか確認します。

事業費	通信運搬費	○○協力者会議 会議開催通知郵送料 ○人×○回×○○円=○○円  報告書等原稿郵送料 ○人×○回×○○円=○○円
-----	-------	---

- ※ 会議開催等に必要なお催通知の発送、報告書・パンフレットの宅配等の経費を計上します。
- ※ 通信運搬物の内容、数量、単価、回数は妥当か確認します。
- ※ 切手を購入する場合、必要最小限の枚数とし受払簿等で適切に管理すること。

事業費	雑役務費	報告書印刷費 ○○部×○○円=○○円 ○○解析装置修理 ○式×○○円=○○円 振込み手数料 ○件×○○円=○○円
-----	------	--

- ※ 委託契約の目的を達成するために付随して必要となる印刷等の軽微な請負業務等を計上します。（業務そのものの一部を第三者に行わせる場合は再委託費に計上）
- ※ 見積書等にて内訳及び金額の妥当性（数量、単価等）を確認します。
- ※ 修繕は資産価値の増大を伴わない機能復元等であり、原則として対象物品は当該委託業務で取得したものに限られます。

事業費	上記以外の経費	
	(例)	
	光熱水料	○○施設光熱水料 ○月×○○円=○○円
	電話料	○○電話料 ○ヶ月×○○円=○○円
	保険料 等	○○保険料 ○人×○回×○○円=○○円 等

- ※ 光熱水料等は、委託業務にかかる個別のメーターを設置している場合や稼働記録を証する書類等をもって当該委託業務分が算出できるものについてのみ計上します。  
 なお、算出が不可能な場合は、一般管理費にて措置します。
- ※ 種別は、光熱水料のように具体的な名称により明らかにする必要があります。  
 （不明瞭な種別の経費の積算は認められません）

事業費	消費税相当額	$(人件費○○円 + 外国旅費○○円 + \dots) \times 5\%$ $=○○円$
-----	--------	---

- ※ 各種別において経費を計上する際には、消費税は内税として計上することとし、不課税の経費についてのみ対象額を当種別において消費税相当額として計上します。
- ※ 下記における消費税相当額の説明を参照してください。

一般管理費	一般管理費	上記経費○○円×○% =○○円
-------	-------	-----------------

※ 委託事業を実施するために必要な経費ではありますが、当該委託業務分として経費の算定が難しい光熱水料や管理部門の人件費（管理的経費）等にかかる経費で便宜的に委託業務の直接経費（設備備品費、人件費、事業費）に一定の率（一般管理費率）を乗じて算定した額を一般管理費として計上することを認めています。

一般管理費率については、受託者の直近の決算により算定した一般管理費率、受託者が受託規定に定める一般管理費率及び委託要項で定める一般管理費率の上限を比較し、より低い率を採用することになります。ただし、上記で採用した率より低い率を計上している場合はその率を採用することとする。

※ 一般管理費の計上の是非については、契約対象とする団体や事業の性質等を勘案して判断する必要があります。

再委託費	再委託費	〇〇円
------	------	-----

※ 業務そのものの一部を第三者に行わせる場合に計上します。（委託の目的を達成するために付随して必要となる印刷等の軽微な請負業務等は雑役務費に計上【3.(1)再委託（P.9）参照】）

※ 再委託費の内訳についても、上記区分に準じ経費ごとに提出すること。

間接経費	間接経費	(設備備品費〇〇円+人件費〇〇円+事業費〇〇円) ×30%=〇〇円
------	------	--------------------------------------

※ 競争的資金で予算措置されているものに限りません。

#### 【消費税相当額の計上】

当省において実施されている委託業務は、「役務の提供」（消費税法第2条第1項第12号）に該当することから、原則として業務経費の全体が課税対象となります。したがって、積算した業務経費全体に消費税相当額（5%）を計上することとなります。ただし、消費税込の金額となっている経費には消費税が既に含まれており、消費税相当額を別途計上すると二重計上となるため注意願います。

委託金額の積算にあたっては、課税事業者と免税事業者とでは次に掲げるとおり取り扱いが異なりますので、下記の「課税対象表」を参照の上、適正な消費税額を計上願います。

##### ①課税事業者の場合

事業実施過程で取引の際に消費税を課税することとなっている経費（以下「課税対象経費」という。）は消費税額を含めた金額を計上し、課税対象経費以外の経費（不課税経費）は消費税相当額を別途計上します。

##### ②免税事業者の場合

消費税を納める義務を免除されているので、課税対象経費分についてのみ消費税額を含めた金額とします。（不課税経費に対し消費税相当額を別途計上しない。）

なお、受託者が簡易課税制度<sup>(※)</sup>の適用を受けている場合においても消費税相当額の積算にあたっては、簡易課税の計算方式で算出した額によるのではなく、一般課税事業者の場合と同様に取扱うこととして下さい。



(※) 簡易課税制度・・・消費税の確定申告を行う場合の仕入税額控除額を求める方法の一つで実際の仕入税額を計算せず、課税売上の一定割合（みなし仕入率）を課税仕入とみなして控除額を簡便に計算する制度であり、個別の事業ごとに計算するのではなく、その事業者の課税期間における課税総売上をもって計算されるもの。

〈課税対象表〉 ※国内における一般的な取引の場合

種別	内訳等	対 象	注意事項等
設備備品費 賃金		課税対象 不課税	消費税相当額算出 (※給与とし交通費を含めている場合、交通費は消費税込なので留意)
諸謝金		課税対象	(※委託託先の基準により、税込金額か税別金額か取扱が異なるので要確認。給与として支給される場合は賃金と同様)
旅費(国内) 旅費(外国)	日当・宿泊費・運賃 航空運賃 外国宿泊費・日当	課税対象 不課税 不課税	通常は税込金額 消費税相当額算出 消費税相当額算出 (※空港施設使用料、旅客保安サービス料は課税対象なので留意)
借損料 消耗品費 会議費 通信運搬費 雑役務費		課税対象 課税対象 課税対象 課税対象 課税対象	切手は税込金額

1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions. This is essential for ensuring the integrity of the financial statements and for providing a clear audit trail. The records should be kept up-to-date and should be easily accessible to all relevant parties.

2. The second part of the document outlines the procedures for handling cash and other assets. It is crucial to ensure that all cash receipts are properly recorded and that all disbursements are supported by valid documentation. Regular reconciliations should be performed to ensure that the books are in balance and that there are no discrepancies.

3. The third part of the document addresses the issue of budgeting and financial forecasting. A well-defined budget is essential for managing the organization's resources effectively and for identifying potential areas of concern. Regular monitoring and reporting on the budget's performance are also important.

4. The fourth part of the document discusses the importance of internal controls. These controls are designed to prevent and detect errors and fraud, and to ensure that the organization's assets are protected. A strong system of internal controls is a key component of any sound financial management system.

5. The fifth part of the document covers the topic of financial reporting. It is important to ensure that all financial statements are prepared accurately and in accordance with the applicable accounting standards. Timely and transparent reporting is essential for building trust and confidence among stakeholders.

6. The sixth part of the document discusses the importance of staying up-to-date on changes in tax laws and regulations. This is particularly important for businesses that are subject to complex tax rules. Consulting with a qualified tax professional can help ensure that the organization is in full compliance with all applicable laws.

7. The seventh part of the document addresses the issue of financial risk management. This involves identifying and assessing the organization's exposure to various risks, such as interest rate risk, foreign exchange risk, and credit risk. Implementing effective risk management strategies can help protect the organization's financial health.

8. The eighth part of the document discusses the importance of maintaining good relationships with creditors and suppliers. This is essential for ensuring the organization's access to credit and for negotiating favorable terms of trade. Regular communication and prompt payment of bills are key to maintaining these relationships.

9. The final part of the document provides a summary of the key points discussed and offers some final thoughts on the importance of sound financial management. It emphasizes that a strong financial foundation is essential for the long-term success and sustainability of any organization.

※提出時、赤文字は削除してください。

都道府県名 または 指定都市名	申請者名
-----------------------	------

平成29年度「高等学校における特別支援教育推進のための拠点校整備事業」  
研究実施計画書

1. 研究開発課題名

※課題名を簡潔（1～2行程度）に記載してください。

例：「中学校及び特別支援学校との連携による指導計画の策定及び評価に関する研究」

2. 研究の概要

※課題の概要を記載してください。

3. 研究の目的と仮説等

(1) 現状の分析と研究の目的

①現状の分析

②研究の目的

(2) 研究仮説

※(1)②の「研究の目的」を達成するため、どのような仮説を検証するのか記載してください。

(3) 必要となる教育課程の特例等

※(2)の研究仮説を検証するために必要な教育課程等を記載してください。「特例」とせず教育課程外で実施する場合は、指導項目や指導する時間帯等を記載してください。「特例」を必要とする場合は、別添5を記載してください。特例を必要としない場合は、仮説に基づき、平成30年度からの通級による指導で想定される教育課程を様式5に記載してください。

(4) 通級による指導内容（指導の工夫等）

※(3)の「必要となる教育課程の特例等」において、記載いただいた指導の「内容」について記載してください。

(5) 研究成果の評価方法

※(2)の研究仮説に基づき実施した研究について、どのように評価を行うか記載してください。

#### 4. 研究計画（年間計画）

※年間の計画（スケジュール）を記載してください。

例：4月：校内実施体制の整備及び職員への周知徹底

5月：通級による指導の対象となる生徒の決定に向けた準備（保護者への説明）

など

#### 5. 評価計画

※3.（5）の「研究成果の評価方法」の実施スケジュールを記載してください。

#### 6. 取組の内容

※2. の「研究の概要」について、より具体的に記載してください。

#### 7. 協議の場

##### （1）役割

※研究を行うに当たり、協議の場の主な役割を記載してください。

例：平成30年度から通級による指導の実施に向けた情報共有の場

対象生徒の決定方法や指導方法の提案・助言の場

仮説に基づく研究の進捗確認や評価の場 など

##### （2）構成員

※協議の場の構成メンバーを記載してください。

※提出時、個人名まで決まっていない場合は、「●●中学校 教諭」のように記載ください。必要に応じて、欄の数は増減させてください。

所属・役職	氏名	協議の場での役割・専門性
教育委員会・指導主事	●●●●	進行役
特別支援学校・教諭	◆◆◆◆	自立活動の助言
××中学校・校長	××××	近隣の中学校代表として



#### 4 教職員数

校長	副校長	教頭	主幹教諭	指導教諭	教諭	助教諭	養護教諭	
養護助教諭	栄養教諭	講師	ALT	スクールカウンセラー	事務職員	司書	その他	計

#### 5 研究歴

(別添3)

都道府県名 または 指定都市名	申請者名
-----------------------	------

所要経費

経費項目	金額	積算基礎
人件費(賃金)		
諸謝金		
旅費		
借損料		
消耗品費 (図書購入費)		
会議費		
通信運搬費		
印刷製本費		
雑役務費		
保険料		
消費税相当額		
一般管理費		
再委託費		
総計		

- ① 積算に当たっては、事業の内容との関係を十分に考慮すること。
- ② 「積算基礎」については積算根拠を明確に記載すること。
- ③ 「消費税相当額」には、不課税対象経費にかかる消費税相当額を計上すること。
- ④ 「一般管理費」の対象は、国立大学法人及び学校法人のみ。





(別添4)

### 担当者名簿

#### 1 設置者

①名称	
②住所	〒
③連絡先	電話番号 (代表) (内線 ) (直通) FAX 番号 E-mail (代表) (担当者)
④担当者 所属・職名	(ふりがな)

#### 2 研究指定校

(複数校の場合は、主となる学校を記載し、連携校の欄を追加し記載してください)

①名称	
②住所	〒
③連絡先	電話番号 (代表) (内線 ) (直通) FAX 番号 E-mail (代表) (担当者)
④校長名	(ふりがな)
⑤担当者	(ふりがな)



教育課程表 (様式例)

〇〇県立〇〇高等学校全日制普通科

【記入例】

		標準単位数	第1学年	第2学年	第3学年	備考	
共通教科・科目	国語	国語総合	4	4又は 2■			
		国語表現	3				
		現代文A	2		2		
		現代文B	4		4	2	
		古典A	2		2	2	4
	地理歴史	古典B	4			2	
		世界史A	2	2			
		世界史B	4			4	4
		日本史A	2		2	2	
		日本史B	4			4	
	公民	地理A	2		2		
		地理B	4				
	数学	現代社会	2	2			
		倫理	2			2	
		政治・経済	2			2	
		数学I	3	3			
		数学II	4		4		
		数学III	5			5	
	理科	数学A	2	2			
		数学B	2		2		
		数学活用	2			2	
		科学と人間生活	2	2			
		物理基礎	2		②	②	
		物理	4				
		化学基礎	2				
		化学	4				
		生物基礎	2				
		生物	4				
		地学基礎	2				
	保健体育 芸術	地学	4				
		理科課題研究	1				
		体育	7~8	3	3	2	
		保健	2	1	1		
		音楽I	2	2	2		
		音楽II	2		2		
		音楽III	2			2	4
		美術I	2	2			
		美術II	2		2		
		美術III	2			2	
		工芸I	2				
		工芸II	2				
		工芸III	2				
	外国語	書道I	2	2			
		書道II	2		2		
		書道III	2			2	
コミュニケーション英語基礎		2					
コミュニケーション英語I		3	3				
コミュニケーション英語II		4		4			
コミュニケーション英語III		4		2◆	2		
英語表現I		2	2				
英語表現II		4					
英語会話		2			2		
家庭	家庭基礎	2		2			
	家庭総合	4					
	生活デザイン	4					
情報	社会と情報	2	2				
	情報の科学	2			2		
専・門・科・目	計	—	28又は26	28又は24	27又は23		
	理数	—		2			
	理数数学I	—		2			
	理数数学II	—		2			
総合的な学習の時間	理数数学特論	—			2		
	計	—	0	4 (選択)	2 (選択)		
	ライフスキルの指導 (LST) ※	—	1	1	1		
特別活動 (ホームルーム)	ライフスキルの指導 (LST) ※	—	2■	2◆	2		
	特別活動 (ホームルーム)	1	1	1	1		
合計		30	30	29	合計 89		

※「ライフスキルの指導 (LST)」は、学校教育法施行規則第85条に基づき設定する障害に応じた特別の指導

<第1学年> ・「国語総合4単位」と「国語総合2単位、LST2単位」の選択

・音楽I、美術I、書道Iのいずれか1科目の選択

<第2学年> ・「現代文A2単位、古典A2単位」と「理数数学I2単位、理数数学II2単位」の選択

・日本史Aと地理Aの選択

・物理基礎、化学基礎、生物基礎のいずれか1科目の選択

・音楽II、美術II、書道IIのいずれか1科目の選択

・コミュニケーション英語IIとLSTの選択

<第3学年> ・「現代文B2単位、古典B2単位」と「理数数学特論2単位、LST2単位」の選択

・世界史Bと日本史Bの選択

・物理基礎、化学基礎、生物基礎のうち第2学年で選択しなかった1科目の選択

・音楽III、美術III、書道III、コミュニケーション英語III、英語会話、情報の科学のいずれか2科目選択



(別添6)

平成29年 月 日

文部科学省  
初等中等教育局特別支援教育課  
課長 丸 山 洋 司 殿

●●県立●●高等学校  
校長 ●●●● 印

本校は、平成29年度「高等学校における特別支援教育推進のための拠点校整備事業」に採択された場合、平成30年度においても、本事業の成果をもとに通級による指導を実施します。

